

平成29年7月 第169回 定例会

福井坂井地区広域市町村圏
事務組合 議会 会 議 録

平成29年7月31日（月曜日） 午後2時50分 開会

平成29年7月31日、第169回組合議会定例会が福井坂井地区広域市町村圏事務組合事務所2階会議室に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

日 程 1 議席の指定について

日 程 2 会議録署名議員の指名

日 程 3 会期の決定について

日 程 4 副議長の選挙について

日 程 5 議案第3号
平成29年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算

日 程 6 報告第1号
専決処分の承認をもとめることについて
(福井県市町総合事務組合規約の一部変更について)

追加日程 同意第1号
監査委員の選任について

日 程 7 議員の派遣について

日 程 8 一般質問

○出席議員 (20名)

1番	奥島光晴	2番	下畑健二
3番	堀川秀樹	4番	藤田諭
5番	池上優徳	6番	森之嗣
7番	山田重喜	8番	山川知一郎
9番	平野時夫	10番	山口志代治
11番	伊藤聖一	12番	古屋信二
13番	田中千賀子	14番	川畑孝治
15番	松本朗	16番	渡辺竜彦
17番	齋藤則男	18番	小畑傳
19番	川崎直文	20番	江守勲

○説明のため出席した者

管理者	坂本憲男	副管理者	橋本達也
副管理者	東村新一	副管理者	河合永充
副管理者	北川貞二		
事務局長	武田昭裕		
事務局次長			
総務課長	宮嶋昭宏		
清掃センター長	宗石健一		

○事務局出席職員

清掃センター主任	長谷川元一	清掃センター主任	関澤昭二
総務課主任	高村紀英	総務課主幹	南田憲泰
総務課副主幹	宇野英孝	総務課副主幹	長谷部伊砂雄
総務課主査	山田重典		

○事務局長（武田昭裕）

（開会ベル）

ご起立願います。

一同 礼

ご着席下さい。

◎議長（伊藤聖一）

平成29年7月 第169回 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会は、本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

よって、これより本日の会議を開きます。

◎議長（伊藤聖一）

本日の「議事日程」は、それぞれ、お手元に配布いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

それでは、日程1「議席の指定について」を議題とします。

お諮りします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（伊藤聖一）

「異議なし」と認めます。

それでは、その議席番号及び氏名を、事務局から発表させます。

○事務局長（武田昭裕）

1番 奥島 光晴 議員、2番 下畑 健二 議員、3番 堀川 秀樹 議員、
4番 藤田 諭 議員、5番 池上 優徳 議員、6番 森 之嗣 議員、
7番 山田 重喜 議員、8番 山川 知一郎 議員、9番 平野 時夫 議員、
10番 山口 志代治 議員 以上です。

◎議長（伊藤聖一）

ただ今、発表いたしましたとおり、議席を指定します。

◎議長（伊藤聖一）

次に日程2「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番 山田 重喜議員
16番 渡辺 竜彦議員のご兩名を指名します。

◎議長（伊藤聖一）

次に日程3「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

今、定例会の会期は、「本日一日」といたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（伊藤聖一）

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◎議長（伊藤聖一）

現在、副議長が空席となっております。

日程4「副議長の選挙について」を議題とします。

副議長の選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（伊藤聖一）

「異議なし」と認めます。

よって、副議長選挙は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名につきましては、如何いたしましょうか。

○17番 齋藤 則男 議員

副議長には、あわら市の森 之嗣さんを、指名したいと思います。

◎議長（伊藤聖一）

ただ今、齋藤 則男議員から副議長には、森 之嗣議員をとの動議がありましたので、本動議のとおり、森 之嗣議員を副議長選挙における当選者と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（伊藤聖一）

「異議なし」と認めます。

よって、森 之嗣議員が、副議長の当選人と決しました。

◎議長（伊藤聖一）

ここで、坂本管理者から発言を求められていますので、許可します。

○管理者（坂本憲男）

本日ここに、第169回 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会 定例会を招集いたしま

したところ、議員各位には、公私ともにご多忙の中、ご出席賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国内では九州北部地方や東北地方において、短時間に数百ミリを超える記録的な集中豪雨を観測し、数十年に一度の大きな災害が発生しております。被災されました地域におきましては、一日も早く復旧されることを望みます。

さて、本組合におきましては、今年5月に「福井市」、7月に「あわら市」におきまして本組合議員を新たに選出していただいております。今後、本組合の案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、組合業務の執行に当たりましては、本組合議員各位のご理解とご協力を得ながら、着実な管理・運営に努めてまいりたいと考えております。今後とも、圏域住民の方々の利便性の向上のため、一層努力してまいりますので、変わらぬご支援、ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

次に、各事業の取組みにつきまして申し上げます。第1に、電子計算組織の共同利用についてであります。マイナーポータルを活用しました「子育てワンストップ事業」が本年7月より導入され、今後も対象分野を拡大する方針であることから、国の動向を注視して、電算システムの的確な対応を進めてまいります。また、法改正等に伴いますシステム改修につきましても、万全の体制にて取り組んでおります。第2に、一般廃棄物の共同処理事業についてであります。本年4月より、長期包括運営委託事業を実施いたしており、計画通り順調に業務を進めているところでございます。当組合といたしましては、委託しました業務につきまして、委託先の指導と業務の管理に取り組んでおります。

また、グランドゴルフ場につきましては、平成28年度に屋外トイレを整備し、利用者の利便性を図ったところでございます。平成28年度におきましては6,700名の方にご利用いただき、前年度に比べ利用者数は4割増加しております。今後も地域住民の方々の健康増進に寄与していきたいと考えています。

以上、組合運営における所信の一端と主要事業の近況について申し上げます。

何卒、十分にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（伊藤聖一）

次に、日程5「議案第3号 平成29年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男）

ただいま上程されました、「議案第3号 平成29年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」につきまして、提案理由を申し上げます。

予算の執行につきましては、厳正な執行管理を行ってまいりました。

その結果、発生しました前年度の剰余金及び入札差金等につきまして、補正をさせていただく内容となっております。

また、法改正等によります電算システム改修経費を追加補正させていただいております。

一般会計の補正額は 1億9,524万9千円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ23億1,020万4千円にするものでございます。

歳入予算におきましては、財源内訳の「分担金及び負担金」につきまして、5,338

万4千円を増額補正し、「繰越金」におきまして 1億4,186万5千円を追加補正するものでございます。歳出予算におきましては、総務費におきまして、電算システム改修経費5,338万4千円を計上してございます。諸支出費では、前年度不用額による精算返還金1億4,186万5千円を計上いたしております。以上、平成29度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算の概要について、提案理由の御説明をさせていただきました。

何とぞ慎重なる御審議と妥当なる御決議をいただきますようお願い申し上げます。

◎議長（伊藤聖一）

ただ今、説明のありました「議案第3号」について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（伊藤聖一）

質疑なしと認めます。

◎議長（伊藤聖一）

これより討論を行います。
討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（伊藤聖一）

討論なしと認めます。

◎議長（伊藤聖一）

これより「議案第3号」を採決いたします。
この採決は、挙手によって採決いたします。
本件については、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（伊藤聖一）

挙手全員であります。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議長（伊藤聖一）

次に日程6「報告第1号 専決処分の承認をもとめることについて」を議題とします。
提出者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男）

ただいま上程されました、「報告第1号 専決処分の承認を求めることについて」の提案理

由を申し上げます。

本案は、「福井県市町総合事務組合」の規約の一部変更につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。規約変更の内容は、構成団体に「若狭広域行政事務組合」を追加するもので、平成29年6月1日から施行するものでございます。

以上、報告第1号専決処分の承認を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

何とぞ慎重なる御審議をいただき、妥当なる、御決議を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（伊藤聖一）

ただ今、説明のありました「報告第1号」について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（伊藤聖一）

質疑なしと認めます。

◎議長（伊藤聖一）

これより討論を行います。
討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（伊藤聖一）

討論なしと認めます。

◎議長（伊藤聖一）

これより「報告第1号 専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。
この採決は、挙手によって採決いたします。
本件については、原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（伊藤聖一）

挙手全員であります。

よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決定しました。
お諮りします。

坂本管理者から、「同意第1号 監査委員の選任について」が提出されております。これを日程に追加し、追加日程1として直ちに議題に入りたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（伊藤聖一）

「ご異議なし」と認めます。

よって、「同意第1号」を追加日程に追加し、追加日程1として議題とすることに決定いたしました。

◎議長（伊藤聖一）

これより、追加日程1「同意第1号 監査委員の選任について」を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男）

ただいま上程されました、「同意第1号 監査委員の選任について」の提案理由を申し上げます。

本組合の監査委員のうち、識見を有する監査委員は、現在欠員となっております。監査委員は、本組合同規約第9条第2項の規定により、関係市町の識見を有する監査委員の中から1名を、議会の同意を得て選任することになっております。従いまして識見を有する監査委員として、この度 滝波 秀樹 氏を選任することに、ご同意を賜りますよう、お願いいたします。滝波 秀樹 氏におかれましては、平成25年6月福井市の監査委員にご就任され人格・識見ともに、監査委員として誠に適任と存じます。したがって、何卒ご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

◎議長（伊藤聖一）

ただ今、説明のありました「同意第1号」について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（伊藤聖一）

質疑なしと認めます。

◎議長（伊藤聖一）

これより討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（伊藤聖一）

討論なしと認めます。

◎議長（伊藤聖一）

これより「同意第1号 監査委員の選任について」を採決いたします。
この採決は、挙手によって採決いたします。

本件については、原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（伊藤聖一）

挙手全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議長（伊藤聖一）

次に、日程7「議員の派遣について」を議題とします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第168条の規定に基づき、議員の派遣について議決を行うものであります。議案書5ページに記載されています内容のとおり議員を派遣することについてご異議ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（伊藤聖一）

「ご異議なし」と認めます。

よって、議員の派遣について原案のとおり決定しました。

ただ今、議決しました議員の派遣について、派遣にかかる期間、場所等に変更の申し出があった場合の取り扱いについては、議長にご一任いただきたいと存じます。

◎議長（伊藤聖一）

次に、日程8 一般質問を行います。

質問は、同一議員につき答弁を含めて20分以内とし、すべて自席で行うこととなっております。

◎議長（伊藤聖一）

14番 川畑 孝治 議員

◎川畑 孝治 議員

使用済み小型廃家電の処分についての質問をさせていただきます。

平成25年4月1日施行の使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律により、使用済み小型家電の適切な処理が求められている。東京都の小池知事は、2020年に開催される東京オリンピックのメダルを使用済み小型廃家電から再資源された金・銀・銅のメダルを作りたいと言っていました。

当組合についても持ち込まれた使用済み小型廃家電は、分別収集され国が認定した県外の認定事業者により処理されています。

しかし、この事業開始以来、処理業者に関して入札も行わず同じ業者のみに出している状況です。この、使用済み小型廃家電は、一般廃棄物であり市町の責任において処理するもので直接認定事業者でなくても、当広域圏内で処理できる事業者に出してもいいわけであります。坂井

市においては、入札により業者を選定し担当課において処理現場の確認を行って使用済小型廃家電の再資源化に取り組んでいます。

そこで、今後においては、適切に運搬、処理ができる事業者に対し入札により圏域内の業者も参入することが出来るようにすべきではないでしょうか。

○事務局長（武田昭裕）

川畑議員のご質問にお答えいたします。

平成25年に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されました。この法律の基本方針は、小型家電に含まれております資源の有効利用を図るとともに、有害物質発生の抑制・個人情報の漏洩防止などを事業実施において配慮すべき重要事項としております。このような法律の主旨に基づいて、国では法律に適合した52社を認定事業者としております。地方公共団体の責務といたしまして、収集した小型家電を認定事業者又は小型家電の再資源化及び処分を適正に実施し得る者に引き渡すように定められております。

現在、当組合では、この法律の定めに基づいて認定事業者の使用済み小型家電を売払いしております。運営ガイドラインには、認定事業者の認定要件の他に、認定事業者以外にも再資源化適正に実施できる事業者であれば、委託が可能とされています。地元事業者であっても、この法令に準じた再資源化事業内容及び再資源化設備の基準を満たした事業者であれば事業への参入は、可能と考えております。

今後、このガイドラインに沿って、契約方法などの検討を進めてまいりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

◎川畑 孝治 議員

今ほど、前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございました。今日までに協議会などで、この件に関しましては、いろいろと指摘してきましたが、これまでにおいては認定事業者に出さなければならないとの説明でありましたので、先だって国の方の担当局であります環境省廃棄物リサイクル対策部企画課リサイクル推進室の方で調査をしてまいりました。今ほど局長が言われた通り市町においては、認定業者その他再資源化を適正に実施しえる所に引渡しをすとなっておりまして、認定業者においては大臣の認定を受けたことで市町村等の廃棄物処理施設の許可を要するものとする。そういった認定事業者にはメリットを与えていますが収集を行おうとする区域内の市町村から引取りを求められた時は、引取らなければならない。こういった規定でありますので、どうしても認定業者に出さなければならない案件ではない。そういったことで、国の担当者においても、その点を確認してきたら間違いのない案件でありました。そういったことで、今後当組合としても見直しをしていただけるものとありますが、現在、坂井市が何年かやって環境課の課長が変わった段階でも現場へしっかりと点検しています。そういったことで、当組合においても、もしも圏域内の事業者またはその他の事業者が決まった場合においては、しっかりと現場を見ていただいて適切な事業者であるかどうかを確認をしていただきたいと思います。

ただ、今現在、組合が出していますハリタ金属さん、私も個人的に現場を見せていただきましたが、ハリタさんにおいては工場に入ったとたん立派な工場であることは分かっていましたので、これまでは適正な処理だったのかしれませんが、今後においては同じように入札においては参加していただいて、そこが最も有意義であればそこにお任せするのも一つかと思っています。

また、先程言いましたとおり国の担当局でお話を聞いたところ、小型家電のリサイクル率については、国の方では特別決めてはいないという答弁でありましたが、27年度の使用済小型家電のリサイクル、再生利用ならびにサーマルリサイクルも併せまして、93%もの再生がされておりました。そういった部分も当組合としては、参考されて、そして、なるべく多くリサイクルがされることを期待しております。ちなみに、当組合の平成28年度におきましては、小型家電1tあたり売却金額は100円でありました。一方、坂井市におきましては1kgあたり4円。つまり1tあたりにしますと4,000円で売却していました。この数字を組合議会の出した昨年度の数字にあてはめると、金額的には13万円ほどの差額でしかありませんが、それが民間の業者に処理をしていただきますと、そこで雇用が生まれます。そして、福井県内の経済効果が得られるのではないかと思いますし、非常に範囲の小さな福井においては、是非とも福井県内もしくは圏域内の事業者、また国の認定業者で現在ハリタ金属に近いところでありますと、富山県の豊島産業、石川県では南金属、そして敦賀市にJX金属敦賀リサイクル、滋賀県ですと水口テクノスといった認定業者もありますので、そういった部分も選定の一つに入れるのも方法かと思えます。

先程、局長の方から前向きな答弁をいただいて、今後の入札に期待をするものでありますが、もう一点、直接通告にはなかったので申し訳ないが、今年度は屑鉄などの入札を実施していないのではないかとこの話を聞いていますが、実状と経緯についてお聞かせ願いたい。

○事務局長（武田昭裕）

ただ今のご質問ですが、平成28年度と29年度で非鉄金属の売却とか処分の入札の形態が変わったのご質問かなと理解させていただきます。

清掃センターにおきましては、直接搬入された燃えないごみについて、破碎または手選別において、資源となるものや処分するものに分別しながら委託をしております。このような中で平成28年度までは、1年間単位で処理が想定される全体の処分、売却の契約をしております。議員の皆様もご存じだと思いますが、昨今、金属価格が下がっている状況でして、1年間単位の契約では、業者の方も困っていると言う話を聞いていまして、契約期間を短くし3ヶ月単位で契約するというように切替をさせていただきました。

その結果、1年間契約ですと金額が例えば数百万とかになるわけですが、1/4になるわけです。組合財務規則に、1年間の場合は入札を行っていましたが3ヶ月の契約になって金額も下がってきているということで、財務規則に沿って随意契約をさせていただきました。随意契約になりまして、見積を徴収する業者が減ったということで、今まで入札の対象となっていた業者から見積を依頼していないということが実際あったのかなと思います。地域の事業者については、今後見積を徴収する場合であっても、見積をいただきながらなるべく有意義な契約ができるように努めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

◎川畑 孝治 議員

金属類の相場なんか非常に調査されている取組ということで、安心しました。今後においても適切な運用をされることを期待しまして一般質問を終わります。

